



基安安発第0326004号

平成19年3月26日

都道府県労働局労働基準部  
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

工業標準 トンネル工事機械—安全—第1部：シールド及び推進機の要求事項  
外4件の制定について

標記の工業標準については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり制定され、平成19年3月26日付け官報に公示したところである。

内容については、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供することとされたので業務の参考とされたい。

なお、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされたので念のため申し添える。

別添

## 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条の規定に基づき、平成19年3月25日に下記の日本工業規格を制定したので、同法第16条の規定に基づき公示する。

平成19年3月26日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
経済産業大臣 甘利 明

## 記

### 制定された日本工業規格

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| トンネル工事機械—安全—第1部：シールド及び推進機の要求事項   | A8202-1 |
| トンネル工事機械—安全—第2部：自由断面トンネル掘削機の要求事項 | A8202-2 |
| 土工機械—安全—第2部：ブルドーザの要求事項           | A8340-2 |
| 土工機械—安全—第3部：ローダの要求事項             | A8340-3 |
| 基礎工事機械—安全—第1部：くい打機の要求事項          | A8509-1 |

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。